

第5 認定請求の取下げ

被災職員は、支部長が公務上外の認定を行うまでの間であれば、いつでも公務災害の認定請求を取り下げることができます。認定請求を取り下げる場合の届出は、A4用紙に請求者の氏名（押印）・所属団体名・所属部署名、請求傷病名、作成年月日等を記入したうえで、任命権者を經由して速やかに届け出てください。


【記載例】

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

取 下 書

平成29年7月14日付けで、貴職あてに請求した下記の公務災害認定請求を取り下げます。

平成29年10月6日

住 所	東京都〇〇市〇〇町1-2
氏 名	新宿 太郎 
被災職員との続柄	本人

記

1 被災職員に関する事項

所属団体名	東京都
所属部局・課・係名	〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係
職名・氏名	主事 新宿 太郎

2 請求に係る災害

発生日時	平成29年7月3日午後3時00分ごろ
傷病名	右下腿骨骨折